



議案第十六号

三朝町営住宅使用料徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町営住宅使用料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年三月十一日

三朝町長

松

村

喬

成

昭和五拾貳年参月廿貳日

原案可決

三朝町議会議長牧田 稔

三朝町条例第

号

三朝町営住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅使用料徴収条例（昭和三十四年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三千二百円」を「六千五百円」に、「二千二百円」を「五千四百円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。